

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【公開番号】特開2014-223532(P2014-223532A)

【公開日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【年通号数】公開・登録公報2014-066

【出願番号】特願2014-152821(P2014-152821)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月20日(2014.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示の開始を許容する可変表示の開始条件の成立にもとづいて、可変表示を行い表示結果を導出表示する第1可変表示手段または第2可変表示手段に特定表示結果が導出表示されたときに遊技者にとって有利な有利状態に移行させる遊技機であって、

遊技の進行を制御する遊技制御手段と、

前記遊技制御手段からの情報にもとづいて前記第1可変表示手段および前記第2可変表示手段における可変表示に対応した演出識別情報の可変表示を制御する演出制御手段と、を備え、

前記遊技制御手段は、

演出識別情報の可変表示パターンを決定するための可変表示決定用乱数を抽出する抽出手段と、

前記開始条件が成立していない前記第1可変表示手段における可変表示について、前記抽出手段が抽出した前記可変表示決定用乱数を所定の上限数を限度に保留記憶として記憶する第1保留記憶手段と、

前記開始条件が成立していない前記第2可変表示手段における可変表示について、前記抽出手段が抽出した前記可変表示決定用乱数を所定の上限数を限度に保留記憶として記憶する第2保留記憶手段と、

前記開始条件が成立したにもとづいて、前記有利状態に移行させるか否かを表示結果の導出表示以前に決定する事前決定手段と、

前記事前決定手段の決定結果と、前記開始条件が成立したときの保留記憶数と、前記抽出手段により抽出された前記可変表示決定用乱数の値と、判定値とともにとづいて、可変表示パターンを決定する可変表示パターン決定手段と、

前記第1保留記憶手段または前記第2保留記憶手段が記憶する保留記憶が増加したときに保留記憶情報と判定情報とを送信する情報送信手段と、を含み、

前記可変表示パターン決定手段による決定前に、前記有利状態に移行させるか否かを判定するとともに、前記抽出手段により抽出された前記可変表示決定用乱数の値と、判定値とともにとづいて、可変表示パターンが特定可変表示パターンとなるか否かを判定する判定手段を備え、

前記演出制御手段は、

前記判定手段によって前記有利状態に移行させると判定されたことまたは前記特定可変表示パターンとなると判定されたことが特定された場合に、当該判定対象となった可変表示の前記開始条件が成立する以前に、特定演出を実行可能である特定演出実行手段と、

一の保留記憶にもとづいて送信された情報により保留記憶が増加したことを特定できなかつた場合に、前記一の保留記憶以降の保留記憶に対して所定条件が満たされるまで前記特定演出の実行を制限可能な特定演出制限手段と、を含み、

前記特定可変表示パターンに対応した判定値のうちの少なくとも一部は、前記開始条件が成立したときの保留記憶数にかかわらず、同一判定値が設定され、

前記判定手段は、前記抽出手段により抽出された前記可変表示決定用乱数の値が同一判定値と合致するか否かを判定することによって、前記特定可変表示パターンとなるか否かを判定する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、可変表示の開始を許容する可変表示の開始条件の成立にもとづいて、可変表示を行い表示結果を導出表示する第1可変表示手段または第2可変表示手段に特定表示結果が導出表示されたときに遊技者にとって有利な有利状態に移行させるパチンコ遊技機等の遊技機に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

そこで、本発明は、可変表示を実行する前に特定演出が実行可能な遊技機において、特定演出の整合がとれなくなつて特定演出の信頼性が低下することを防止することができる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(手段1) 本発明による遊技機は、可変表示の開始を許容する可変表示の開始条件の成立(例えば、第1特別図柄および第2特別図柄のいずれの可変表示も実行されておらず、かつ大当たり遊技状態でもないこと)にもとづいて、可変表示を行い表示結果を導出表示する第1可変表示手段(例えば、第1特別図柄表示器8a)または第2可変表示手段(例えば、第2特別図柄表示器8b)に特定表示結果(例えば、大当たり図柄)が導出表示されたときに遊技者にとって有利な有利状態(例えば、大当たり遊技状態)に移行させる遊技機であつて、遊技の進行を制御する遊技制御手段(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560)と、遊技制御手段からの情報にもとづいて第1可変表示手段および第2可変表示手段における可変表示に対応した演出識別情報の可変表示(例えば、演出図柄の変動表示)を制御する演出制御手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100)と、を備え、遊技制御手段は、演出識別情報の可変表示パターンを決定するための可変表示決定用乱数を抽出する抽出手段(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560におけるステッ

PS1216, S1227を実行する部分)と、開始条件が成立していない第1可変表示手段における可変表示について、抽出手段が抽出した可変表示決定用乱数を所定の上限数(例えば、4)を限度に保留記憶として記憶する第1保留記憶手段(例えば、図20(B)に示す第1保留記憶バッファ)と、開始条件が成立していない第2可変表示手段における可変表示について、抽出手段が抽出した可変表示決定用乱数を所定の上限数(例えば、4)を限度に保留記憶として記憶する第2保留記憶手段(例えば、図20(B)に示す第2保留記憶バッファ)と、開始条件が成立したこともとづいて、有利状態に移行させるか否かを表示結果の導出表示以前に決定する事前決定手段と、事前決定手段の決定結果と、開始条件が成立したときの保留記憶数と、抽出手段により抽出された可変表示決定用乱数の値と、判定値とともにとづいて、可変表示パターンを決定する可変表示パターン決定手段と、第1保留記憶手段または第2保留記憶手段が記憶する保留記憶が増加したときに保留記憶情報(例えば、始動入賞指定コマンド、合算保留記憶数指定コマンド)と判定情報とを送信する情報送信手段(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560におけるステップS1218, S1219, S1220, S1221, S1229, S1230, S1231, S1232を実行する部分)と、を含み、可変表示パターン決定手段による決定前に、有利状態に移行させるか否かを判定するとともに、抽出手段により抽出された可変表示決定用乱数の値と、判定値とともにとづいて、可変表示パターンが特定可変表示パターンとなるか否かを判定する判定手段を備え、演出制御手段は、判定手段によって有利状態に移行させると判定されたことまたは特定可変表示パターンとなると判定されたことが特定された場合に、当該判定対象となった可変表示の開始条件が成立する以前に、特定演出を実行可能である特定演出実行手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100におけるステップS6017, S6018, S8108を実行する部分)と、一の保留記憶にもとづいて送信された情報により保留記憶が増加したことを特定できなかった場合に、一の保留記憶以降の保留記憶に対して所定条件が満たされるまで特定演出の実行を制限可能な特定演出制限手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100におけるステップS6004, S6006でNのときにステップS6033を実行して先読み予告設定制限期間を開始し、ステップS8002, S8003でYのときにステップS8005を実行して先読み予告設定制限期間を終了する部分)と、を含み、特定可変表示パターンに対応した判定値の少なくとも一部は、開始条件が成立したときの保留記憶数にかかわらず、同一判定値が設定され、判定手段は、抽出手段により抽出された可変表示決定用乱数の値が同一判定値と合致するか否かを判定することによって、特定可変表示パターンとなるか否かを判定することを特徴とする。そのような構成により、一の保留記憶にもとづいて送信された情報により保留記憶が増加したことを特定できなかった場合に、一の保留記憶以降の保留記憶に対して所定条件が満たされるまで特定演出の実行を制限可能であるので、可変表示を行う前に実行可能な特定演出の整合がとれなくなって、可変表示を行う前に実行可能な特定演出の信頼性が低下することを防止することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

(手段2)手段1において、特定演出実行手段は、特定演出として、第1の始動領域または第2の始動領域に遊技媒体が通過したタイミングで開始する第1の特定演出(例えば、「保留球変化」の先読み予告演出)、または第1の始動領域または第2の始動領域に遊技媒体が通過したタイミング以外のタイミングで開始する第2の特定演出(例えば、「図柄変動時の変動形態の変化」や「モード移行」の先読み予告演出)を実行するか否かを決定し(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS6011, S6027, S8010を実行する)、一の保留記憶にもとづく開始条件が成立し、特定演出制限手段による特定演出の実行の制限が解除された後に、特定演出の実行が制限されていると

きに記憶された保留記憶にもとづいて第2の特定演出を実行可能である（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS8009で選択した先読み予告振分テーブルDを用いてステップS8010を実行することによって、図41（D）に示すように、「図柄変動時の変動形態の変化」または「モード移行」の先読み予告演出のみを決定して、ステップS8108を実行する）ように構成されていてもよい。そのような構成によれば、可変表示を行う前に実行可能な特定演出の演出内容に違和感を感じさせることなく、特定演出の制限状態を早期に解除することができるので、可変表示を行う前に実行可能な特定演出の出現頻度の低下を防止することができ、遊技に対する興趣を向上させることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

（手段3）手段1または手段2において、特定演出実行手段は、特定演出として、複数の可変表示にわたって連続した態様で実行される連続演出（例えば、「カウントダウン」の先読み予告演出）を実行するか否かを決定し（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS6011，S6027，S8010を実行する）、演出制御手段は、一の保留記憶にもとづく開始条件が成立し、特定演出制限手段による特定演出の実行の制限が解除された後に、特定演出の実行が制限されているときに記憶された保留記憶にもとづいて実行する特定演出として連続演出の実行を制限する連続演出制限手段（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS8009で選択した先読み予告振分テーブルDを用いてステップS8010を実行することによって、図41（D）に示すように、「カウントダウン」の先読み予告演出以外の先読み予告演出を決定する）を含むように構成されていてもよい。そのような構成によれば、連続演出の実行を制限することによって、特定演出の実行の制限が解除された後に実行される特定演出が予告対象とする可変表示が分かりにくくなることを防止することができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

（手段4）手段1において、特定演出実行手段は、一の保留記憶にもとづく開始条件が成立し、特定演出制限手段による特定演出の実行の制限が解除された後に、特定演出の実行が制限されているときに記憶された保留記憶にもとづく特定演出を実行しない（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、図43に示す演出図柄変動開始処理において、ステップS8005の処理を実行した後に、そのままステップS8015に移行するようにし、ステップS8006～S8014の処理を実行しないようにする）ように構成されていてもよい。そのような構成によれば、可変表示を行う前に実行可能な特定演出の実行有無の決定にかかる処理負担やプログラム容量の増大を防止することができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

（手段5）手段1から手段4のうちのいずれかにおいて、情報送信手段は、保留記憶情報として、保留記憶手段特定情報（例えば、始動入賞指定コマンド）と、第1保留記憶手段

と第2保留記憶手段とが記憶する保留記憶の数を特定可能な保留記憶数特定情報（例えば、合算保留記憶数指定コマンド）とを送信し（例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560は、ステップS1220，S1221，S1231，S1232を実行する）、特定演出制限手段は、受信した保留記憶手段特定情報にもとづく第1保留記憶手段と第2保留記憶手段とのうちいずれの保留記憶が増加したかの特定結果と、受信した保留記憶数特定情報にもとづく第1保留記憶手段と第2保留記憶手段とが記憶する保留記憶の数の特定結果とが矛盾する場合も、特定演出の実行を制限する（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS6006でNのときにステップS6033を実行して先読み予告設定制限期間を開始する）ように構成されていてもよい。そのような構成によれば、保留記憶手段特定情報にもとづく特定結果と保留記憶数特定情報にもとづく特定結果とが矛盾する場合も特定演出の実行を制限するので、可変表示を行う前に実行可能な特定演出の信頼性が低下することを防止することができる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

（手段6）手段1から手段5のうちのいずれかにおいて、特定演出実行手段は、判定結果情報にもとづいて、判定手段によって所定の状態となると判定されたことを特定した場合には、第1態様（例えば、「カウントダウン」）または第2態様（例えば、「図柄変動時の変動形態の変化」、「モード移行」）の予告演出を実行するか否かを決定し、判定手段によって所定の状態とならないと判定されたことを特定した場合には、第2態様の特定演出を実行するか否かを決定し（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS6011，S6027，S8010を実行するときに、図41に示すように、「図柄変動時の変動形態の変化」や「モード移行」の先読み予告演出については、非リーチはずれやスーパーーリーチはずれの場合にも決定する場合があり、「カウントダウン」の先読み予告演出については、スーパーーリーチ大当たりの場合にのみ決定する場合がある）、特定演出制限手段によって特定演出の実行を制限されている場合であっても、第2態様の特定演出を実行可能である（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS6026で選択した先読み予告振分テーブルCを用いてステップS6027を実行するときに、図41（C）に示すように、非リーチはずれのときに「図柄変動時の変動形態の変化」や「モード移行」の先読み予告演出のみを決定して、ステップS8108を実行可能である）ように構成されていてもよい。そのような構成によれば、所定の状態となる場合とならない場合との両方に実行可能な第2態様の特定演出については、特定演出の実行を制限されている場合であっても実行可能としているので、可変表示を行う前に実行可能な特定演出の信頼性を確保した上で、可変表示を行う前に実行可能な特定演出の出現頻度もある程度確保することができ、遊技に対する興味を向上させることができる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

（手段7）手段1から手段6のうちのいずれかにおいて、遊技制御手段は、開始時状態決定手段の決定結果にもとづいて、第1の始動領域または第2の始動領域を遊技媒体が通過した順に、第1可変表示手段における可変表示または第2可変表示手段における可変表示を実行する可変表示実行手段（例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560におけるステップS52～S54を実行して、ステップS108，S121，S1125，S1126，S1128，S3201～S3204を実行する部分）を含み、情報送信手段は、

保留記憶情報として、保留記憶手段特定情報（例えば、始動入賞指定コマンド）と、第1保留記憶手段と第2保留記憶手段とが記憶する保留記憶の数を特定可能な保留記憶数特定情報（例えば、合算保留記憶数指定コマンド）とを送信し（例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560は、ステップS1220, S1221, S1231, S1232を実行する）、特定演出実行手段は、判定結果情報にもとづいて、判定手段によって所定の状態となると判定されたことを特定した場合には、第1態様（例えば、「カウントダウン」）または第2態様（例えば、「図柄変動時の変動形態の変化」、「モード移行」）の特定演出を実行するか否かを決定し、判定手段によって所定の状態とならないと判定されたことを特定した場合には、第2態様の特定演出を実行するか否かを決定し（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS6011, S6027, S8010を実行するときに、図41に示すように、「図柄変動時の変動形態の変化」や「モード移行」の先読み予告演出については、非リーチはずれやスーパーリーチはずれの場合にも決定する場合があり、「カウントダウン」の先読み予告演出については、スーパーリーチ大当たりの場合にのみ決定する場合がある）、保留記憶手段特定情報を正常に受信することができなかった場合であっても、保留記憶数特定情報および判定結果情報を正常に受信した場合には、第2態様の特定演出を実行可能である（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS6026で選択した先読み予告振分テーブルCを用いてステップS6027を実行するときに、図41（C）に示すように、非リーチはずれのときに「図柄変動時の変動形態の変化」や「モード移行」の先読み予告演出のみを決定して、ステップS8108を実行可能である）ように構成されていてもよい。そのような構成によれば、保留記憶手段特定情報を正常に受信することができなかった場合であっても、保留記憶数特定情報および判定結果情報を正常に受信した場合には、所定の状態となる場合とならない場合との両方に実行可能な第2態様の特定演出については実行可能としているので、可変表示を行う前に実行可能な特定演出の信頼性が低下することを防止しつつ、可変表示を行う前に実行可能な特定演出の出現頻度もある程度確保することができ、遊技に対する興趣を向上させることができる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

（手段8）手段1から手段7のうちのいずれかにおいて、特定演出制限手段は、正規の順序で保留記憶情報および判定結果情報を受信することができなかった場合も、特定演出の実行を制限する（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100は、ステップS6004でNのときにステップS6033を実行して先読み予告設定制限期間を開始する）ように構成されていてもよい。そのような構成によれば、正規の順序で保留記憶情報および判定結果情報を受信することができなかった場合も特定演出の実行を制限するので、可変表示を行う前に実行可能な特定演出の信頼性が低下することを防止することができる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

（手段9）手段1から手段8のうちのいずれかにおいて、演出制御手段は、保留記憶情報にもとづいて第1保留記憶手段と第2保留記憶手段とが記憶する保留記憶の数を特定し、該特定した保留記憶の数の保留表示を所定の表示態様（例えば、第1通常表示（赤色の丸形表示）、第2通常表示（青色の丸形表示））で表示する保留表示制御手段（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100におけるステップS6021, S6022を実行す

る部分)を含み、保留表示制御手段は、保留記憶情報または判定結果情報を正常に受信することができなかった場合であっても、第1保留記憶手段または第2保留記憶手段に保留記憶が増加したことを認識した場合には、該増加した保留記憶に対応する保留表示を所定の表示態様とは異なる特別な表示態様(例えば、取りこぼし態様(緑色の丸形表示))で表示する(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100におけるステップS6032を実行する部分)ように構成されていてもよい。そのような構成によれば、保留記憶情報または判定結果情報を正常に受信することができなかった場合であっても、保留記憶の数を遊技者に認識させることができ、遊技者に不信感を抱かせることを防止することができる。